

宇和米博物館（旧宇和町小学校）

指定管理者 募集要項

令和7年8月
愛媛県西予市
（産業部経済振興課）

目次

1	米博物館の概要等	3
2	指定管理者制度の趣旨	4
3	指定管理者が行う業務	4
4	指定期間	5
5	参加資格基準	5
6	経費に関する事項	5
7	応募の手続き	6
8	スケジュール	8
9	審査方法	8
10	指定管理業務に係る協定の締結	9
11	利用料金制	9
12	問い合わせ先	9

西予市では、宇和米博物館（旧宇和町小学校）（以下「米博物館」という。）の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び西予市宇和文化の里条例（平成 16 年条例第 119 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、米博物館の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集いたします。

1 米博物館の概要等

（1）施設の名称

宇和米博物館（旧宇和町小学校）

（2）所在地

愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目 24 番地

（3）設置条例

西予市宇和文化の里条例（平成 16 年条例第 119 号）

（4）施設等の概要

敷地面積 10,423.49 m²

主要構造 木造及び RC 造平屋建て

延床面積 2,356.01 m²

（5）施設内容

①第 1 校舎（延床面積 1,223.04 m²）

教室 12 室（西側から教室 1～12）

教室 1 総合受付

教室 2～4 ミュージアム

教室 5～12 会議室、貸事務所、コワーキングスペース等

②第 2 校舎（延床面積 492.46 m²）

教室 5 室（西側から教室 13～17）

教室 13・14・15・17 愛媛大学地域協働センター南予

教室 16 活版印刷展示

③講堂（延床面積 499.59 m²）

ステージ、倉庫、多目的スペース

④旧浴室棟（延床面積 81.52 m²）

カフェ（インキュベーションカフェ）

⑤トイレ棟 1・2（延床面積 59.4 m²（29.7 m²×2））

トイレ 男女別（多目的トイレ無し）

（6）その他

管理区域は、業務仕様書の別記 1、別記 2 を参照してください。

2 指定管理者制度の趣旨

指定管理者への委託の基本的な趣旨は下記のとおりであり、この趣旨に沿って、円滑に経営することができる法人その他の団体を指定します。

- (1) 民間の経営能力を活用し、米博物館の円滑な経営を行うこと。
- (2) 持続的に効果的な経営が成されること。
- (3) 将来にわたって行政と連携し、安定した経営を行うこと。

3 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 米博物館の運営に関する業務
- ② 施設利用に関する業務
- ③ 利用料徴収に関する業務
- ④ 施設設備等の管理に関する業務
- ⑤ 防火管理者に関する業務
- ⑥ 自衛消防組織の設置に関する業務
- ⑦ 備品等の貸与及び購入に関する業務
- ⑧ 備品の保守管理に関する業務
- ⑨ 消耗品管理に関する業務
- ⑩ 事務備品管理に関する業務
- ⑪ 事業計画書により提案された自主事業に係る業務
- ⑫ その他市長が必要と認める業務

(2) 管理の基準

- ① 開館時間及び休館日
- ② 施設の利用の制限について
- ③ 施設の利用許可について
- ④ 利用料の減免
- ⑤ 遵守すべき法令等
- ⑥ 個人情報の取扱い
- ⑦ 情報公開
- ⑧ 文書の管理・保存
- ⑨ 環境への配慮
- ⑩ 守秘義務
- ⑪ 賠償責任と保険の加入

(3) 留意事項

- ① 業務の内容の詳細は、添付資料の「宇和米博物館（旧宇和町小学校）指定管理者業務仕様書」を参照してください。

※役割分担については業務仕様書の別記3を参照してください。

- ② 指定管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。業務の一部については専門の事業者に委託することができます。
- ③ 物品販売事業及び飲食物提供事業については、教育委員会から教育財産の目的外使用許可を受けて実施することができます。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

ただし、この期間は、西予市議会での議決により確定することとなりますので留意してください。また、監理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

5 参加資格基準

(1) 公募に参加する資格を有するものは次に掲げる要件を備えていること。

- ① 法人その他の団体(以下「団体」という。)(個人での応募は不可)
- ② 米博物館を運営するのにふさわしい経営能力を備え、米博物館の活性化に熱意のあるものであること

(2) 次に該当する団体は応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は再生手続をしている法人
- ③ 市から指名停止を受けている法人
- ④ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑤ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

6 経費に関する事項

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。管理運営上必要な経費は前金払いとし、支払時期や額は協定にて定めます。

(2) 市が支払う委託料（令和8年度指定管理料）に含まれるもの

- ① 人件費
職員給料、旅費（研修）など。
- ② 施設管理費

指定管理施設の維持管理に要する経費で、消耗品費(被服費は含まない)、光熱水費、燃料費、修繕料、手数料、清掃業務委託などの委託料、使用料など。

③ 業務管理費

施設の設置目的を達成するために行う施設の維持管理以外の各種事業などのソフト面にかかる経費で、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告費、委託料、負担金など。

(3) 修繕の取扱い

大規模修繕は市で実施し、小規模修繕(備品含む)は指定管理者の責任で実施することとします。ただし、1件130万円を超えるものと文化財(第一校舎、第二校舎、講堂)本体の修繕については市と協議することとします。

(4) 指定管理委託料上限額(予定)

毎年度8,700千円(消費税及び地方消費税含む)を上限とします。

※この金額は、西予市議会での議決により確定することとなりますので留意してください。

※予算の範囲内で毎年度ごとに締結する協定書で定めます。

(5) 管理口座

市が支払う指定管理業務に係る経費の出納は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

ただし、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理できる場合はこの限りではありません。

(6) その他

① 予算の議決により委託料が変更される可能性があります。

② 特別な事情がない限り決定した委託料は変更しません。

7 応募の手続き

所定の申請用紙に必要書類を添付し、担当部局まで提出してください。

(1) 応募書類の提出

- | | |
|--------|--|
| ① 受付期間 | 令和7年8月12日(火)から9月10日(水)まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く勤務時間内)
※締切最終日は午後5時までとします。 |
| ② 受付場所 | 愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目327番地
西予市 産業部 経済振興課 町並み推進係
(宇和先哲記念館内) |
| ③ 提出方法 | 持参若しくは郵送(書留で当日消印有効) |
| ④ 提出書類 | 指定申請書 1部
事業計画書及び収支計画書 各1部 |

(2) 留意事項

① 提出書類の規格

使用する用紙の規格は、原則A4縦長とし、図面など規格を超えるものはA4の大きさに折り曲げて、左側をクリップでとめてください。

② 提出書類の使用言語

提出書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

③ その他の書類

その他の書類は以下のものを提出ください。

ア 法人の定款若しくは寄付行為

イ 登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内に交付されたもの）

ウ 事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録など、法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類（直近3年度分）

エ 団体の概要がわかるもの（法人の組織及び運営に関する事項、設立趣旨がわかるもの）

オ 直近1年度分の法人の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

カ 管理運営に係る従事予定者の名簿、経歴、採用の見通し状況及び管理体制組織（36協定、労働条件通知書）等

④ 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正を除く）。

⑤ 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、個人に関する情報等を除き、公開されることがあります。なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

イ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

⑥ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

⑦ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑧ その他

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 質問事項の受付

応募にあたって、ご質問等がある方は、次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年8月12日（火）～8月29日（金）

② 受付方法

質問票（任意様式）により電子メール

(keizaishinkou@city.seiyo.ehime.jp) で受け付けます。

※電話でのご質問にはお答えできませんので、ご注意願います。

※メールの場合は、件名に「【質問】指定管理」と記載ください。

③ 回答方法

電子メールにより回答します。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

8 スケジュール

公募の公告から指定管理者の指定に至るまでのスケジュールは、次のとおりとなっております。

(1) 指定管理者の募集期間（応募書類の受付）

令和7年8月12日（火）～9月10日（水）

(2) 審査（ヒアリング）

令和7年9月25日（木）

※実施時間については追って連絡します。

(3) 指定管理候補者決定

令和7年10月中旬

(4) 指定管理者の指定の議決

令和7年12月（予定）

(5) 指定管理者の指定の告示

議決後すみやかに告示します。

(6) 指定管理業務の開始

令和8年4月1日

9 審査方法

指定管理者の選定に当たっては、「西予市指定管理者等選定評価委員会」を設置し、応募者から申請書類の審査やヒアリングを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により

採点を行い、合計得点の最も高い者を指定管理者の候補者として選定します。

(1) 審査基準

- ① 市民の平等な利用が確保されていること。
- ② 施設の効用を最大限発揮するものであること。
- ③ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、応募者全員に対して通知するとともに、市のホームページにおいて公表します。なお、応募団体の名称を公表させていただきます。

10 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定の後に、市と指定管理者は、指定管理業務に関し、指定管理期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者が法人等のグループである場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出してください。

11 利用料金制

米博物館は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制を採用します。

指定管理者は、米博物館を利用する者が支払う施設利用料金、市が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）並びに利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。

12 問い合わせ先

〒797-0015

愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目 327 番地
西予市 産業部 経済振興課 町並み推進係
(宇和先哲記念館内)

電話 0894-62-6700

メール：keizaishinkou@city.seiyo.ehime.jp